



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 みなと銀行
代表者名 取締役頭取 尾野 俊二
(コード番号 8543 東証・大証第一部)
問合せ先 常務執行役員企画部長 近藤 智彦
(TEL 078 - 333 - 3224)

役員退職慰労金の廃止及び株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

株式会社みなと銀行(頭取 尾野 俊二)は、平成 24 年 4 月 25 日開催の取締役会において、役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金を廃止することを決議いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金を打ち切り支給すること、ならびに株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、当行業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとするため、取締役に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当行第 13 期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金の廃止

当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当行第 13 期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という)終結の時をもって廃止いたします。また、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任時に支払う予定であります。なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本定時株主総会の議案に付議いたします。

2. 当行取締役(社外取締役を含む)に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入

当行の取締役(社外取締役を含む)に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価格を 1 円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入する旨の議案を本定時株主総会に付議いたします。

なお、監査役については、中立性及び独立性を確保する観点から、株式報酬型ストックオプションの割り当ては行わず、基本報酬のみを支給することといたします。

当行の取締役(社外取締役を含む)に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は別紙のとおりです。

以 上

(別 紙)

当行の取締役（社外取締役を含む）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

当行取締役（社外取締役を含む）に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役に対しては総数 500,000 株（うち、社外取締役分は 23,000 株）を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 1,000 株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を含む）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 500 個（うち、社外取締役分は 23 個）を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

当行は、本定時株主総会終結の時以降、上記と同様の新株予約権を、当行の執行役員に対し、当行が必要と判断する個数を、取締役会の決議により割り当てることを予定しております。

以 上